

大阪市告示第711号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年5月27日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店舗名	所在地		変更年月日
大阪シティ 信用金庫	布施西 支店	変 更 前	〒577-0848 東大阪市岸田堂西2丁目3番6号	令和7年
		変 更 後	〒577-0843 東大阪市荒川2丁目26番12号	6月2日

(会計室会計管理担当)